

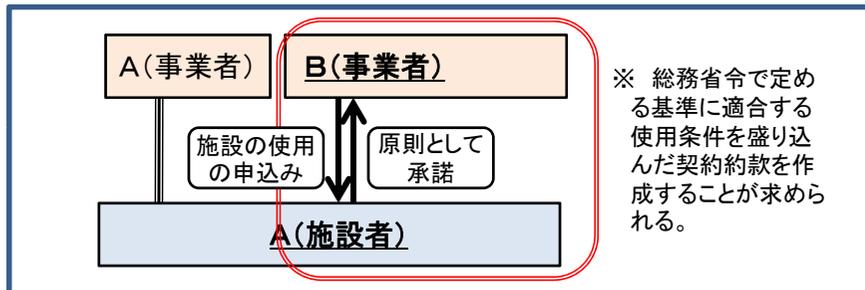
伝送サービスの規律の在り方について

平成21年4月21日

いわゆる「チャンネルリース制度」について

1 現行制度の概要

- 「有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業」は、電気通信設備を他人の通信の用に供するものであり、外形的には電気通信役務に当たるものの、電気通信事業法の定義規定において、「電気通信事業」の定義から除外され、有線テレビジョン放送法で規律されている。
- 有線テレビジョン放送施設者※は、有線放送の業務を行なおうとする者から有線テレビジョン放送施設の使用の申込みを受けたときは、総務省令で定める場合を除き、これを承諾しなければならない。(有線テレビジョン放送法第9条)
※届出事業者(500端子以下の規模の施設を設置する者等)には義務は課されていない。
- その施設において、同時に使用することができる周波数のすべてが現に使用されているか又は1年以内に使用されることが確定している等の場合には、承諾することを要しない。(有線テレビジョン放送法第9条、有線テレビジョン放送法施行規則第12条)
- 有線テレビジョン放送施設の使用料その他の使用条件について、契約約款を定めなければならない。(有線テレビジョン放送法第10条)
- 有線テレビジョン放送の施設の運用が適正を欠くため受信者の利益を阻害していると認められるときは、総務大臣による施設の改善命令(施設計画の変更、使用条件の変更等)の対象となり得る。(有線テレビジョン放送法第24条第1項)



- 有線テレビジョン放送施設者(平成20年3月末時点1029者)中、実際に施設を提供しているのは59者。うち電気通信事業の登録・届出をしている者は27者(平成20年9月末時点)。
- チャンネルリースの契約件数は、97件(チャンネルリース契約に係る受信件数は、約71万件(平成20年9月末時点))。

2 新たな法体系における規律の在り方

- ・ 電気通信役務を利用して有線テレビジョン放送と同様の有線放送を行うことが制度的に可能となっていることに加え、実態としても、電気通信役務の高速化、大容量化、低廉化が進展し、一定のカバー率(ブロードバンド世帯カバー率98.6%(5,159万世帯)、超高速ブロードバンド89.5%(4,682万世帯)※)を達成しているなど、有線テレビジョン放送法施行当時(昭和48年)と異なり、チャンネルリースの提供を義務付けなくても、代替的な手段により有線放送が行われる環境が整っているのではないかと考えられる。※平成20年年9月末時点、総務省調査
- ・ 「チャンネルリース」と「電気通信役務利用放送のための電気通信役務」という外形的には同様と言えるサービス間の規律の適用の差異を解消するため、有線テレビジョン放送法に替えて電気通信事業法を適用することとして、契約内容を事業者間の交渉に委ねても、不適正かつ不明確な料金設定、不当な差別的な取扱い等があれば、例えば、現在の電気通信事業法の業務改善命令の対象となり得るため、引き続き受信者の利益を保護できるのではないかと考えられる。

⇒ チャンネルリース制度について、有線テレビジョン放送法に替えて、電気通信事業法を適用することが適当。

- ・ なお、現に施設を提供している有線テレビジョン放送事業者については、一定の経過措置を講ずるべき。

受託放送に対する規律に準じた制度について

1 現行制度の概要

- 受託放送について、現行の法体系は、「放送用」の周波数を割り当て、「放送普及基本計画」の対象とし、認定を受けた委託放送事業者のみが受託放送役務の提供を受けることができることとしている。
- 受託放送役務については、委託放送事業者の番組編集の自由の確保、不当に高い料金の設定による委託放送の機会の制約の防止、認定を受けた委託放送の確保等の観点から、放送法第52条の9から第52条の12までの規定において、次のような規律が課されている。
 - ① 委託放送事業者のみに対する役務提供義務
 - ② 役務の提供条件の総務大臣への届出
 - ③ 役務の提供条件が不当な差別的取扱いをするものである場合等の総務大臣による変更命令
- 受託放送役務は、電気通信設備を委託放送事業者という他人の通信の用に供していることから、外形的には電気通信役務に該当するものの、放送関連の役務として委託放送役務と合わせて放送法の規律を受けることが適当として、電気通信事業法の適用除外とされている。（電気通信事業法第2条第4号）

2 新たな法体系における規律の在り方

- ・ 現在の受託放送事業者のような一定の放送施設の設置者に対しては、次のような理由から一般の伝送サービス規律（電気通信事業法）を超える規律を維持し、「放送普及基本計画」の対象となる放送の実施を確保する必要がある。
 - ① 「認定」を受けた特定の放送事業者（現在の委託放送事業者に相当）のみに対して役務を提供する義務を廃止すると、次のような懸念がある。
 - ✓ 放送施設の設置者の意に沿わない放送の拒否や個々の放送番組の送信の拒否が行われ、認定を受けた放送事業者の放送番組編集の自由が侵されるおそれ
 - ✓ 放送施設の設置者が伝送するコンテンツを選択できることとなり、認定を受けた放送を確保できないおそれ
 - ② 役務の提供条件の総務大臣への届出と総務大臣による変更命令を廃止すると、次のような懸念がある。
 - ✓ 放送施設の設置者の役務の料金が、特定の放送事業者に対し、不当な差別的取扱いをするものとなるおそれ
 - ✓ 放送施設の設置者の役務の提供に関する契約の締結・解除、役務の提供の停止、責任に関する事項が適正かつ明確に定められないおそれ
 - ✓ 放送施設の設置者が放送事業者に不当な義務を課すおそれ
- ・ 上記①のように、当該施設設置者については、「放送普及基本計画」の対象となる特定の相手方（限られた数の「認定」を受けた特定の放送事業者）のみに対する役務提供を、国として義務付けること等から、一般の伝送サービス規律（電気通信事業法）のすべての規定を適用することは不適當であり、個々の規律ごとに適用の是非を判断することが適当。

「有線放送電話に関する法律」について

1 現行制度の概要

- 有線放送電話業務の適正な運営を図ることによって、有線電気通信に関する秩序の確立に資することを目的として、昭和32年8月から施行されたもの。
- 有線放送電話役務(有線ラジオ放送用の有線電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他当該有線電気通信設備を他人の通信の用に供すること)を提供する業務を行う場合、総務大臣の「許可」を必要とし、「許可」を受けた業務区域(一の市町村及びその隣接市町村内に限る。)において、その役務の提供を認めるもの。
- 有線放送電話業者は、その業務の用に供する有線電気通信設備について、他の有線放送電話業者の設備と相互接続する場合には「許可」が必要であり、電気通信事業者の電気通信回線設備と接続する場合には事前の「届出」が必要である。

2 新たな法体系における規律の在り方

- ・ 有線放送電話については、加入電話網の及ばない地域(主に農山漁村を想定)において有線ラジオ放送施設を利用した加入電話の代替的なサービスとして、①参入等を「許可」に係らしめて業務区域を厳格に制限するとともに、②技術基準に関しては、有線ラジオと同様、有線電気通信法の技術基準のみを課すこととしてきたもの。
- ・ 「有線放送電話に関する法律」の制定された昭和32年以降、電気通信事業者数の増加・多様化に伴い、概ね各戸に加入電話が行き渡り、携帯電話等も普及してきていることから、有線放送電話について、他の電話サービスと比較して特別な規律を継続する意義が失われてきているのではないか。
 - ⇒ 特別な規律を撤廃し、通常の音声電話と同様の取扱いとすることが適当。
- ・ 具体的には、一般の伝送サービス規律(電気通信事業法)の規律を適用することとする(①参入等の「許可」は廃止し、電気通信事業法の「登録」又は「届出」に移行、②技術基準に関しては、有線電気通信法の技術基準に加え、電気通信事業法の音声電話役務に係る技術基準を適用等)。
- ・ 現に行われている有線放送電話業務については、一定の経過措置・特例措置等を講ずることが適当。